

*The Fulbrighter  
in  
Nagoya*

No.30

February 2021

Nagoya Fulbright Association

## *The Fulbrighter in Nagoya No.30*

### 目 次

1. 卷頭言 塚田守

2. 講演

山中 美湖 同志社大学アメリカ研究所 助教

2011年 フルブライト大学院奨学生

テーマ：アメリカ再建期を考える—過去と現在をめぐって—

3. 会務報告

総会

会則

役員名簿

## 卷頭言

2020年3月頃から現在も続いていますコロナ禍、皆さまいかがお過ごしでしょうか。

この6年間、名古屋フルブライト・アソシエーションの事務局・会長をしております塙田守です。2年前から総会兼講演会を年1度に変更しています。この2年間、15名～25名ほどの皆さまの参加があります。現在名簿上は、69名の会員がいますが、会費を払っていただいている会員が約30名ほどです。参加率としては、20～30パーセントですが、このような同窓会としては、平均的なものだと考えております。5年前に作成しましたホームページがあります。このホームページの更新維持に皆さまの会費を充てて、どうにか、sustainable(継続可能な)な会として運営したいと考えております。そのホームページのURLのアドレスは：<http://fbandewc-nagoya.jp/> です。是非ご覧してください。定期的に更新するつもりでおりますが、あまり活発に更新しておりません。皆さまからの投稿があれば、アップしますので、個人的な活動など、どのようなことでも結構ですので、ファイルを送ってください。

2020年度は以下の要領で、講演会と総会を開きましたが、私の説明不足でzoomに参加できなかった会員の皆様がいたのではないかと心配しております。出席予定者のうち数人が欠席されていました。私の不手際が原因だったと思いますので、ここで謝罪いたします。

## Zoomによる開催日程 2020年11月1日(日)

総会：午後1:00～2:00

講演会：午後2:15～3:30

懇親会：午後3:45～4:30

## 講演会講師の紹介

山中美湖様、同志社大学アメリカ研究所、助教

2011年フルブライト大学院奨学生

中山さんは、学部時代に南山大学で川島先生（名古屋フルブライト・アソシエーションのメンバー）に指導を受け、2011 年にフルブライト奨学金でノースカロライナ大学に留学し 2018 年 8 月に歴史学で Ph.D を取得されたいま活躍中の若手研究者です。

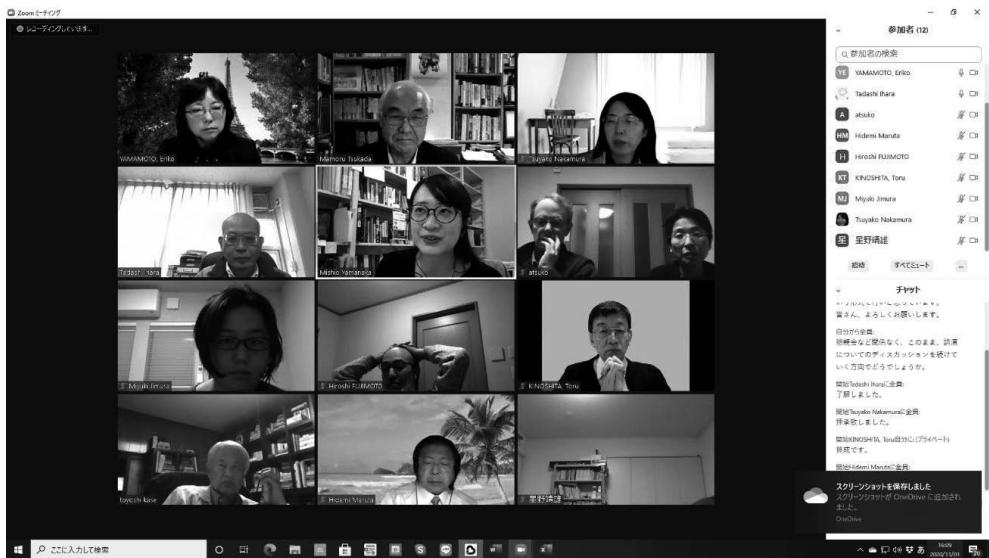
**発表タイトル：「アメリカ再建期を考える：過去と現在を巡って」**

**発表内容：** 2020 年 5 月に発生した警官によるジョージ・フロイド氏殺害事件とブラック・ライズ・マター運動のかつてない広がりから、日本でもアメリカ黒人の歴史や連綿と続いてきた人種差別に再び注目が集まっている。しかしこの場合、奴隸制時代とジム・クロウ体制期の狭間に位置する再建期（1865-1877）が顧みられることはない。そこで本報告では再建期の意義を黒人市民社会運動の見地から、現在アメリカの状況と絡めて考察したい。

**中山さんの詳しい経歴：**

Researchmap をご参照ください ([https://researchmap.jp/mishio\\_yamanaka/](https://researchmap.jp/mishio_yamanaka/))

当日のzoomでの総会・講演会の様子のスクリーンショットです。



中山さんの講演の後、1時間ほどの質疑応答などディスカッションがあり、講演会としては、大いに盛り上りました。録音したzoomを聴きながら、ディスカッションをまとめようと思いましたが、あまりにも煩雑になりすぎ、結果的にここに掲載できませんでした。ただ、以下にあります中山さんの発表論文を読んでいただければ、ご参加の皆様はそこでのディスカッションを思い出してもらえると思います。

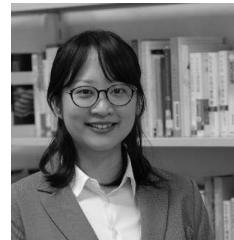
名門ノースカロライナ大学チャペルヒル校でのアメリカ史の博士号取得のための研究の集大成に言及しながら、現代の黒人問題と歴史的ルーツを関連された素晴らしい発表でした。最近、講演会で発表してくださる内容はそれぞれの講師の皆さんのライフワークのようなものが多く、名古屋フルブライト・アソシエーションの講演のレベルの高さを感じ、このような会を続ける意義があると思っております。ぜひご参加をお願い申し上げます。フルブライト奨学金を取得しアメリカ留学で皆さまが成し遂げたことを聞くのが今後の楽しみです。

名古屋フルブライト・アソシエーション  
事務局兼会長  
塚田 守

# 講演会

アメリカ再建期を考える  
—過去と現在を巡って—

山中美潮  
同志社大学アメリカ研究所助教



## はじめに

みなさまこんにちは。山中美潮と申します。本日はこのようなすばらしい発表の機会を頂きありがとうございます。新型コロナウイルス・パンデミックにより、研究・教育と次から次へと生まれる新しい課題に対応せねばならない昨今ですが、こうしてオンライン開催を企画して下さった名古屋フルブライト・アソシエーションのみなさま、特に日程など様々な調整をして下さった塚田先生、地村先生に感謝申し上げます。

本日の題目に入る前に、自己紹介をしたいと思います。私は現在同志社大学アメリカ研究所に所属しておりますが、元々愛知県豊田市で育ちまして、南山大学外国語学部英米学科で学士号を取得しました。南山大学ではたくさんの印象深い講義を受講しましたが、今でも覚えているのが、恩師・川島正樹先生の英語リーディングの講義です。それは2005年秋学期のことです。ある週に先生が、ルイジアナ州ニューオーリンズ市を襲ったハリケーン・カトリーナによる水害についての英語新聞記事を持ってこられたことがありました。その時私は事態の深刻さを全く理解していませんでしたが、とにかく印象に残ったことは記憶しております。その後約一年半後、アメリカでの交換留学時に、カトリーナ復興ボランティアに参加する機会がありました。その旨を伝えると、川島先生は *Creole New Orleans* という本を読むよう指導をしてくださいました。<sup>1</sup>ボランティア中は、ハリケーン通過から暫く経っても残されたままの瓦礫や困窮する街の様子に終始圧倒されましたが、それ以上に興味深かったのが、*Creole New Orleans* で検討されていた、フランス語話者で、カトリック・混血といった特徴を持ち、また多くが南北戦争以前から自由であった「有色クレオ

---

<sup>1</sup> Arnold R. Hirsch and Joseph Logsdon, eds., *Creole New Orleans: Race and Americanization* (Baton Rouge: Louisiana State University Press, 1992).

ル（Creoles of color）」と呼ばれた人々でした。<sup>2</sup>彼らの歴史は私がそれまでに知っていたアメリカ「白人」と「黒人」の歴史とは全く異なりましたし、ハリケーンの報道でも滅多に語られることのない、忘れられた地域の歴史でした。こうして当市への関心が高まり、アメリカ南部史、人種・エスニシティ研究を始め、学部卒業後は京都へ、そして2011年にはフルブライト奨学生としてノースカロライナ大学チャペルヒル校に留学しました。

ノースカロライナ大学では、再建期から19世紀末までの時代に興味を持ち、有色クレオールの市民運動、特に隔離問題について研究しました。彼らは自由黒人（free people of color）として、そして環大西洋フランス社会に生きるクレオールとして、人種平等を達成するためには投票権だけではなく、人種隔離を克服せねばならないと訴えました。彼らの運動はニューオーリンズという地方都市内での活動に留まりませんでした。1896年、アメリカ最高裁判所で争われたプレッシー対ファーガソン裁判は、原告プレッシーが、1890年ルイジアナ州列車隔離法を違憲であると訴えた裁判です。<sup>3</sup>従来この裁判では、最高裁判事が、「平等であるが分離」された人種隔離施設は合憲であると判断した、という事実に焦点が当たってきました。しかし、裁判そのものの成り立ちをよく見ると、原告プレッシーは、実はニューオーリンズ出身の有色クレオールでありました。原告側の視点から裁判を改めて見直すと、再建期に繰り広げられた有色クレオールの人種平等を求める様々な市民運動が、裁判の深い動機となったことがわかつてきました。

さて、本日の題目は「アメリカ再建期を考える—過去と現在を巡って—」としていますが、今日は私が博士論文で研究してきたアメリカ再建期という時代を、現在のアメリカ社会情勢から考えるとどういう位置づけができるか考察したいと思います。そのためにはまず、2020年のブラック・ライヴズ・マター運動が日本でこれまでどう報道・検討されてきたのか振り返ることから始めます。その後、私がこれまで研究してきた再建期ニューオーリンズの社会変化と有色クレオールの市民運動、そして再建期からジム・クロウ体制へ至る反動に

<sup>2</sup> ルイジアナ植民地時代の人々は、元来「クレオール」という言葉を「現地生まれの者」という意味で用いていたが、1803年のルイジアナ購入後は、アングロ系文化ではない、フランスやスペイン植民地時代の文化や社会を共有する人々または物といった意味に徐々に変化していった。そのためクレオールという言葉には、人々人種による区別はなかったと言われている。ここで報告者が敢えて「有色」の「クレオール」という言葉を使用するのは、奴隸解放以前から自由身分を保持しており、フランス・スペイン植民地時代に強制的に連れてこられたアフリカ系を含む様々な人々を祖先に持つクレオールの運動や彼らに特徴的な思想を検討するためである。ルイジアナにおけるクレオールという言葉や意味の変遷に関しては、Alice Dunbar-Nelson, “People of Color in Louisiana: Part I,” *Journal of Negro History* 1, no. 4 (October 1916): 361-76; Joseph G. Tregle, Jr., “Early New Orleans Society: A Reappraisal,” *Journal of Southern History* 18, no. 1 (February 1952): 20-36 and “On That Word ‘Creole’ Again: A Note,” *Louisiana History* 23, no. 2 (Spring 1982): 193-98; Virginia R. Domínguez, *White by Definition: Social Classification in Creole Louisiana* (New Brunswick: Rutgers University Press, 1986); Hirsch and Logsdon, eds., *Creole New Orleans* を参考のこと。

<sup>3</sup> *Plessy v. Ferguson*, 163 U.S. 537 (1896).

ついて紹介し、そこから何を学ぶことができるか議論の糧としたいと思います。

## 2020年 の ブラック・ライヴズ・マター運動

今年のアメリカ社会の最も大きな変動の一つは、ブラック・ライヴズ・マター運動です。とはいえたみなさんもよくご存じのことだと思いますが、この運動は今年急に始まったものではありません。直接的なきっかけは、2012年にフロリダ州で発生した、トレイヴォン・マーティン少年殺人事件と、翌年の自警団を称する犯人の不起訴です。私は当時留学中でしたが、この事件以外にも2014年の警官によるマイケル・ブラウン少年殺人事件など、非武装の黒人への殺人・暴力事件が頻発し、社会問題として取り上げられるようになりました。事件が起こる度、ブラック・ライヴズ・マター抗議デモが行われ、白人・黒人、ラテン系・アジア系市民など人種・出自を問わず様々なアメリカ市民が行進や集会に参加するのを目撃しました。2013年以降、日常生活の中でブラック・ライヴズ・マターというスローガンはとても身近なものであったと言えます。特に留学先のチャペルヒルや調査先のニューオーリンズでは、2015年6月に発生したサウスカロライナ州チャールストン市黒人教会銃乱射事件を契機として、ブラック・ライヴズ・マター運動が南北戦争の記憶問題と結びつき、警察改革・司法正義を求める種々の行動だけでなく、白人優越主義的歴史観を是正するための南部連合モニュメント撤去運動に発展していったのを近くで見てきました。例えばニューオーリンズ市ではチャールストン事件後に市議会が4つの南部連合関連記念碑（ロバート・E・リー像、P・G・T・ボーリガード像、ジェファソン・デイヴィス像、バトル・オブ・リバティ・プレイス・オベリスク）を撤去することを決定しました。その後モニュメント維持派による撤去業者の脅迫、市を相手取った法廷闘争などが続き、2017年4月から5月の間によく撤去が実施された、ということがありました。2018年8月には、ノースカロライナ大学チャペルヒル校キャンパス内にある南部連合兵士像が、抗議デモ参加者によって引き倒されるという事件も起きています。<sup>4</sup>

しかし、2020年5月25日に発生したミネソタ州ミネアポリス市のジョージ・ Floyd氏事件では、抗議がアメリカの都市部だけでなく、保守層が多いとされる郊外や地方にも波及したこと、ヨーロッパやアジアでも連帶の行進・デモが発生したことで大きな注目を集めました。抗議は警察による黒人への暴力だけを対象とするのではなく、南北戦争や植民地支配の歴史再考を迫り、南部連合將軍像やコロンブス像の撤去など様々な方向に瞬く

<sup>4</sup> Darren Simon and Steve Almasy, "Final Confederate Statue Comes down in New Orleans," CNN, May 20, 2017, <https://edition.cnn.com/2017/05/19/us/new-orleans-confederate-monuments/index.html>; Tegan Wendland, "With Lee Statue's Removal, Another Battle of New Orleans Comes to a Close," NPR, May 20, 2017, <https://www.npr.org/2017/05/20/529232823/with-lee-statues-removal-another-battle-of-new-orleans-comes-to-a-close>; Jesse James Deconto and Alan Blinder, "'Silent Sam' Confederate Statue Is Toppled at University of North Carolina," New York Times, August 21, 2018, <https://www.nytimes.com/2018/08/21/us/unc-silent-sam-monument-toppled.html>.

間に広がってゆきました。先ほど述べたように、こうしたモニュメント撤去の動きは2020年以前から既にありました、州政府・地方自治体や保守系市民、白人優越主義者団体による大きな抵抗や批判があり中々前進していませんでした。<sup>5</sup>しかし2020年夏には、今までの反発が一体何だったんだろうと感じるほどに、こうした記念碑が市や州当局によって瞬く間に撤去されました。<sup>6</sup>こうした状況は、ブラック・パワー運動研究家のペニール・E・ジョセフをして「ブラック・ライヴズ・マター 2.0」と言わしめる状況を生み出しました。<sup>7</sup>

日本では、2020年6・7月の各週末に、大阪・東京・京都・福岡・名古屋・新潟・広島でブラック・ライヴズ・マター平和行進が行われました。更に、6月7日にはNHK番組「これでわかった！ 世界のいま」が、ブラック・ライヴズ・マター運動について実状とは異なる事実や、暴力と人種偏見を助長するアニメーションを放送し、在日米国大使館を巻き込む騒動に発展したことから、日本でも、アメリカ黒人の歴史や連綿と続いてきた人種差別体制を学びなおす必要性が（一時的にでも）高まった、と言えるでしょう。<sup>8</sup>

<sup>5</sup> 南部貧困法律センター（Southern Poverty Law Center）によると、チャールストン黒人教会銃撃事件から2019年2月1日の時点で、114の南部連合モニュメント等のシンボルが公共の場から撤去されたが、1,747が依然残ったままであったと言う。南部連合関連モニュメントやシンボルの多い南部諸州では元々保護法を制定している州が多い上に、2010年代の撤去運動の盛り上がりを受け、ノースカロライナ・アラバマなどの一部州では合法的撤去を困難にする新たな保護法が成立している。こうした制約が平和的且つ合法的な撤去を阻んできた要因の一つである。Southern Poverty Law Center, “Whose Heritage?: Public Symbols of the Confederacy,” February 1, 2019, <https://www.splcenter.org/20190201/whose-heritage-public-symbols-confederacy>.

<sup>6</sup> ジョージ・ Floyd 氏事件後に公共の場から撤去された南部連合モニュメント等のシンボルは2020年10月の時点で100を超える。Southern Poverty Law Center, “100+ Confederate Symbols Removed in the Wake of George Floyd’s Death,” October 16, 2020, <https://www.splcenter.org/news/2020/10/16/100-confederate-symbols-removed-wake-george-floyds-death>.

<sup>7</sup> Peniel E. Joseph, “America Is on a Brink Line None since the Civil War,” CNN, August 1, 2020, <https://edition.cnn.com/2020/07/31/opinions/1619-project-tom-cotton-slavery-joseph-opinion/index.html>.

<sup>8</sup> Masaru Urano, “Anti-Racism Marches Urge Japan to Reflect on Past,” Japan Times, July 12, 2020, <https://www.japantimes.co.jp/community/2020/07/12/general/anti-racism-marches-urge-japanese-history/>; “Black Lives Matter Rally Held in Kyoto to Honor George Floyd and Denounce Police Brutality,” Japan Times, June 21, 2020, <https://www.japantimes.co.jp/news/2020/06/21/national/blm-rally-held-kyoto-honor-george-floyd-denounce-police-brutality/>; “Black Lives Matter Fukuoka,” Fukuoka Now, June 10, 2020, <https://www.fukuoka-now.com/en/black-lives-matter-fukuoka/>; 黄澈、「人種差別反対」名古屋で300人がデモ、高校生が主催」、『朝日新聞デジタル』、2020年6月21日、<https://www.asahi.com/articles/ASN6P61QJN6POIPE001.html>;

「「差別は許さない」と訴え：新潟で平和行進」。『新潟日報モア』、2020年6月28日、<https://www.niigata-nippo.co.jp/news/national/20200628552263.html>; Jamaipanese, “Black Lives Matter Hiroshima Peaceful March,” Jamaipanese, July 20, 2020, <https://www.jamaipanese.com/black-lives-matter-hiroshima-peaceful-march/>; Magdalena Osumi, “Japan Broadcaster NHK under Fire over Flawed Video on Anti-Racism Movement,” Japan Times, June 10, 2020, <https://www.japantimes.co.jp/news/2020/06/10/national/nhk-video-black-lives-matter>.

## ブラック・ライヴズ・マター運動と再建期

さて、今日の主要トピックであるアメリカ再建期は一般的に 1863 年から 1877 年に及ぶ奴隸解放宣言から戦後処理の時期を指します。この期間には憲法修正第 13 条・14 条・15 条により奴隸制が廃止され、アメリカ生まれ、また帰化した者を市民と認め、成人男性への選挙権の保障が果たされました。その後初の黒人役職者が誕生するなど、人種関係に多くの変化がもたらされたのがこの時期でした。しかし、2020 年夏のブラック・ライヴズ・マター運動に起因する一般的な歴史解説には多くの場合、この再建期への眼差しが欠如していました。つまり、アメリカには奴隸制があった。そして南北戦争を通じた奴隸制廃止後も人種差別はなくならず、ジム・クロウ体制が成立し、それに対抗するために公民権運動が起こった、というナラティブが一般的なものとなっています。

例として、2020 年 6 月 11 日に『日本経済新聞』に掲載された「繰り返される黒人暴行死 差別の歴史が怒り生む」という記事を取り上げてみたいと思います。この記事はアメリカにおける黒人差別の歴史を簡潔にまとめたものです。ここでは 1619 年のヴァージニア植民地への奴隸到着が北米イギリス植民地の奴隸制の起点として紹介され、南北戦争後の憲法修正第 13 条・14 条・15 条についても触れられていますが、続けて、しかし「人権剥奪、差別的内容の州法が各州で制定された」と説明しています。<sup>9</sup>この記事はアメリカ黒人が再建に果たした貢献には触れておらず、かつ憲法に反するはずの差別的内容の法律が何故成立し得たのか、説明がされないまま差別が続いたと描写しています。

このような議論の傾向はテレビの報道でもされていて、例えば 2020 年 7 月 23 日に放送された NHK 教育番組「バリバラ」の「Black Lives Matter、そして日本は」回では日本在住のアメリカ黒人ゲストらを招き、奴隸制が江戸時代とほぼ同期間続いたこと、奴隸制廃止の立役者としてエイブラハム・リンカーンではなくフレデリック・ダグラスに触れるなど、日本の視聴者に向けてより当事者の角度から発信することは大変画期的であったわけですが、同時に「奴隸制が廃止されても差別は廃止されなかった」と人種隔離体制が説明され、1964 年の公民権法の成立と現在の制度的人種差別への対比的解説がなされました。

10

<sup>9</sup> 河内真帆、芦塚智子、中村亮、「繰り返される黒人暴行死 差別の歴史が怒り生む：黒人暴行死事件の背景を探る（下）」、『日本経済新聞』、2020 年 6 月 11 日、

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO60100200Y0A600C2I00000>。記事では引用箇所の前に「1876 年～1964 年まで南部州、フロリダ州などで有色人種（黒人、ネーティブアメリカン、黄色人種すべて）に対する」差別と但し書きがついているが、実際は黒人を対象とした差別法とアメリカ先住民、アジア系住民などへの人種差別は一様ではなかったことを付記しておく。

<sup>10</sup> バリバラ、「BLACK LIVES MATTER、そして日本は」、NHK、2020 年 7 月 23 日、

<http://www6.nhk.or.jp/baribara/lineup/single.html?i=1387>。

奴隸制がなくなつても差別がなくならなかつたのは事実です。しかし、このような南北戦争・奴隸制廃止とジム・クロウ体制の成立という語りには、アメリカが奴隸制から人種差別体制を乗り越え、公民権運動を経て段階的に人種問題を解決してきた、という直線的な理解と、アメリカは最終的に人種を超えた平等を達成し建国理念を完遂するのだ、という目的論的理義の傾向が見受けられます。この考え方を基にすると、ブラック・ライヴズ・マターは公民権運動で残された課題を解消するための闘いと位置付けられるでしょう。

このような主流のブラック・ライヴズ・マター運動の解説に対して、貴堂嘉之は再建期の重要性について示唆的なコメントをしています。彼は『朝日新聞』のインタビューの中で「そもそも、なぜ米国では黒人への差別意識が根強いのでしょうか」と質問され、それに答えるには「南北戦争までさかのぼ」る必要があると回答しています。更に再建期は、「公民権運動より 100 年も前に白人と黒人の平等が目指され、一度花開いた時期」とし、しかしながらそれが「失敗に終わった結果、公民権運動を経てもなお、黒人は人種差別と貧困に苦しんでいる」と論じています。<sup>11</sup>つまりアメリカ人種関係史の直線的理義の中では埋もれてしまう再建期の社会変革とその挫折にこそ、20 世紀からこれまでのアメリカ人種体制の苛烈さや、ブラック・ライヴズ・マター運動が訴えている諸問題の歴史性、そして運動が何を目指しているのか、私たちにより切実に迫ってくるものになると考えられるのです。

## 再建期の社会変化

ではここで再建期の社会変革について、私の博士論文を主題にお話したいと思います。私の研究は、1862 年から 1900 年にかけてルイジアナ州ニューオーリンズで展開された、有色クレオールの人種平等を目指す市民運動を検討したものです。まず再建期研究に関するニューオーリンズの重要性を述べますと、一つには、当市が連邦軍による南部再建の試金石であったことが挙げられます。ニューオーリンズは南北戦争時、深南部最大の都市であり、商業・経済の中心地であつただけでなく、連邦軍がミシシッピ川を掌握するための軍事的戦略拠点でもありました。そういう状況から連邦軍は戦争開始一年後の 1862 年 4 月に市の占領を目指し且つ成功したのですが、その過程で物理的被害や死傷者がほとんど発生せず市がほぼそのまま残されました。こうした状況からニューオーリンズは連邦にとって南部再建の要となりました。もう一つ重要な点は、当市には自由身分の黒人が多かつたことが挙げられます。例えば 1860 年の市内黒人人口のうち、自由身分の者は約 44.4%、奴隸身分の者は約 55.6% を占めていました。この自由黒人のほとんどが、実際に

---

<sup>11</sup> 笠原真、「黒人差別なぜ今も？ 南北戦争の「戦後」に苦悩する米国」、『朝日新聞デジタル』、2020 年 6 月 11 日、<https://www.asahi.com/articles/ASN6C3GJGN68UHBI00J.html>。

はフランス語話者のカトリックであり、ルイジアナ植民地時代にルーツを持つ有色クレオールでした。彼らはアングロ・アメリカ社会の白人主人と黒人奴隸という二分的人種階級社会に染まらず、自由民として第三の階層を形成し、ハイチ・フランスと緊密な結びつきを保持しながら、大工・靴製造などの職人として、また煙草貿易や不動産業で成功を収めるものもいました。<sup>12</sup>

ニューオーリンズで独自の地位を保持してきた有色クレオールにとって、南北戦争と占領そして奴隸制廃止は「自由」が何を意味するのか再定義を迫られる出来事でありました。この変化に対して有色クレオールは新聞を創刊し世論を喚起しました。1862年9月、連邦軍のニューオーリンズ占領から約4か月後、有色クレオールの外科医であったルイ・チャールズ・ルダネ（Louis Charles Roudanez）によりフランス語の週刊新聞『ルニオン』（*L'Union*）紙が刊行されました。1864年には『ルニオン』紙を発展解消させる形で『ニューオーリンズ・トリビューン』（*New Orleans Tribune*）紙が創刊されます。これは英語・フランス語のバイリンガル紙で、週3回の発行形態から始まり後に日刊紙となりました。特に注目すべきは、この新聞が有色クレオールだけでなく、白人や、英語を母語としたプロテスタントであった黒人を編集者として迎え入れたことです。<sup>13</sup>有色クレオールはコミュニティの意見を表明する手段として新聞を活用する中で、奴隸制後の社会変革を目指す白人や黒人を繋ぐ再建期の異人種間政治連合の形成に深く関わるようになりました。

では有色クレオールにとって戦後・奴隸制廃止後の「自由」とは、どういうものであるべきだったのでしょうか。『ニューオーリンズ・トリビューン』紙の記事を検討すると、有色クレオールにとっての「自由」とは、日常生活における人種平等が達成された状況であり、いかに法によってその状態を保障するかという課題を、至上命題としていたことが分かりました。彼らの問題設定の背景には、自由黒人としての「自由」の限界がありました。

---

<sup>12</sup> 1860年のニューオーリンズ黒人人口は自由黒人が10,689人、13,385人であった。Joseph C. G. Kennedy, *Population of the United States in 1860* (Washington D.C.: Government Publishing Office (GPO), 1864), 195. 南北戦争前における有色クレオールの社会階層に関しては Hirsch and Logsdon, eds., *Creole New Orleans*, 189、有色クレオールの文化・社会生活に関しては John W. Blassingame, *Black New Orleans, 1860-1880* (Chicago: University of Chicago Press, 1973); Caryn Cossé Bell, *Revolution, Romanticism, and the Afro-Creole Protest Tradition in Louisiana* (Baton Rouge: Louisiana State University Press, 1997); Shirley Elizabeth Thompson, *Exiles at Home: The Struggle to Become American in Creole New Orleans* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2009); Nathalie Dessens, *From Saint-Domingue to New Orleans: Migration and Influences* (Gainesville: University Press of Florida, 2010); Rebecca Scott and Jean M. Hébrard, *Freedom Papers: An Atlantic Odyssey in the Age of Emancipation* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 2012)を参照。

<sup>13</sup> Mark Charles Roudané, “The New Orleans Tribune: An Introduction to America’s First Black Daily Newspaper,” *Roudané: History and Legacy*, accessed December 10, 2020, <https://roudane.com/the-new-orleans-tribune>; Jean-Charles Houzeau, *My Passage at the New Orleans Tribune: a Memoir of the Civil War Era*, ed. David Rankin, trans. Gerald F. Denault (Baton Rouge: Louisiana state University Press, 1984): 78, 144. Rankin, “Introduction,” in *My Passage at the New Orleans Tribune*, 29, “Testimony,” in *Report of the Select Committee on the New Orleans Riots* (Washington D.C.: GPO, 1867), 73-74.

た。奴隸解放以前からいかに有色クレオールが自由民として成功を収めていたとしても、彼らの身分は実質様々な制限を課されたものでした。彼らには成人男性であっても参政権がないばかりか、公共施設で差別され、例えば公立学校への入学禁止、路面電車・劇場・教会などの利用制限などは、日常生活における彼らの劣等身分が具現化した場でありました。有色クレオールは奴隸制後の「自由」は、こうした公共空間における平等が人種統合によって果たされなければならないと考えました。<sup>14</sup>

博士論文では有色クレオールの公立学校と路面電車を巡る闘争に焦点を当てました。これらの施設が人種平等を巡る闘争の主戦場となったからです。ニューオーリンズでは公立学校制度が1841年に出来上がりましたが、奴隸はもちろんのこと自由黒人も通学する権利を持ちませんでした。占領後は連邦軍主導で解放奴隸用の学校が設立され実質的な黒人用公立学校として機能していました。しかし市教育委員会は白人専用の自らの特権的制度を守るため、こうした黒人学校の存在は容認しつつも予算の配分を拒否するなど、黒人の教育権を制限しました。『ニューオーリンズ・トリビューン』紙はこの不平等に対し、1867年5月12日に「分離は平等ではない。人種を理由に学校を特定の児童に割り当てるのは、平等の一番の原理に反する区別である」と論じ、公立学校の人種統合を唱えています。<sup>15</sup>

次に、路面電車の例を挙げたいと思います。ニューオーリンズでは1830年代から徐々に発達し、市民の足となった路面電車ですが、南北戦争当時、白人でない者は星印の付いた「スター・カー」と呼ばれた特別車両のみ利用を許されていました。スター・カーは白人用車両に比べて運行数が少なく不便であった上に、一方で白人がスター・カーに乗ることは許されており、非白人の移動を制限するための不平等な制度でした。『ニューオーリンズ・トリビューン』紙はこうした状況を「「白人車両」からの排除は我々に押し付けられた焼き印、許されざるべき奴隸制の遺物である」と論じます。<sup>16</sup> 公共施設における差別問題は有色クレオールにとって、解放奴隸であろうが元自由黒人であろうが、非白人であれば白人と同等の扱いを受けることはできない、という「奴隸解放」後の自由の限界



<sup>14</sup> Roger A. Fischer, "Racial Segregation in Antebellum New Orleans," *American Historical Review* 74, no. 3 (February 1969): 926-37.

<sup>15</sup> Mishio Yamanaka, "'Separation Is Not Equality': The Racial Desegregation Movement of Creoles of Color in New Orleans, 1862-1900," PhD diss., (University of North Carolina at Chapel Hill, 2018): 53-58, 64-69; "Star Schools," *New Orleans Tribune*, May 12, 1867.

<sup>16</sup> Mishio Yamanaka, "African American Women and Desegregated Streetcars: Gender and Race Relations in Postbellum New Orleans," *Nanzan Review of American Studies* 40 (2018): 46-47; "The Car Question," *New Orleans Tribune*, February 28, 1865. 図1は"Extract from the Reconstructed Constitution of the State of Louisiana, with Portraits of the Distinguished Members of the Convention & Assembly, A.D. 1868," Reproduction Number: LC-USZC4-5947, Library of Congress, Prints and Photographs Division, accessed December 15, 2020, <https://www.loc.gov/pictures/resource/cph.3g05947/>.

を象徴する事態でした。彼らの主張は、現代の私たちからすると至極全うなことと思われるかもしれません。しかし再建初期には人種平等という概念はおろか解放された人々の諸権利すら認められていませんでした。そのため有色クレオールが公共の場で白人と同等の扱いを受ける権利を主張したことは、市民権を白人以外にも平等に適用するだけでなく、全ての市民が公共の場で共生する権利を求めた画期的なものがありました。

有色クレオールの人種平等観は、再建期中広く黒人指導者層に共有されていました。それを象徴するのが 1867 年から 68 年にかけて開催された州憲法制定会議でした。この会議では歴史上はじめて投票権が黒人に与えられ、有色クレオールは英語話者でプロテスタンントの黒人と共に「黒人」代議員として、白人代議員と共に肩を並べました。黒人代議員は

図 1：1868 年憲法の抜粋と黒人政治家たちのポートレート

数だけでなく、出席率も白人代議員を上回っており、憲法は彼らの思想が大きく反映されたものになりました。有色クレオールが特に目標としたのが、州憲法第 13 条と 135 条でした。

た。第 13 条は、交通機関などの公共の場における人種による隔離や差別を禁じ、全ての人の平等を保障しようというものでした。第 135 条は、全ての児童が公立学校に通う権利を有すること、そして特定人種用学校の開校を禁じました。1868 年に成立したルイジアナ州憲法は、単に合衆国憲法を追隨するものではなく、それを保障するための具体的な条項を追加したものであったと言えます。こうして有色クレオールの「自由」への視角は、新憲法を通じて新しい南部社会の法的基盤として位置づけられました。<sup>17</sup>

有色クレオールの平等思想はまた、ニューオーリンズでの急激な社会変化に結実しました。例えば路面電車では星印が取り払われ、1902 年まで脱隔離が果たされました。また公立学校では、1871 年から 77 年という短期間ではありますが、ニューオーリンズの全公立学校のうち、約 3 分の 1 が、白人と黒人児童を同時に迎え入れた記録が残っています。脱隔離は児童だけでなく教師にも及び、一部の学校では白人教師、黒人教師を同時に採用したり、教育委員会に黒人、有色クレオールの政治家が参加したりするなど公共教育に関しては特に大きな進展が見られました。ニューオーリンズの有色クレオールの視覚は 19 世紀の議論とは思えないほど、非常に未来志向なものがありました。<sup>18</sup>

## 再建期の反動

<sup>17</sup> Yamanaka, “‘Separation Is Not Equality’”: 69-79; Ted Tunnell, *Crucible of Reconstruction: War, Radicalism, and Race in Louisiana, 1862-1877* (Baton Rouge: Louisiana State University, 1984), 113; *Constitution Adopted by the State Constitutional Convention of the State of Louisiana, March 7, 1868* (New Orleans: The Republican Office, 1868): 4, 17.

<sup>18</sup> Roger A. Fischer, “A Pioneer Protest: The New Orleans Street-car Controversy of 1867,” *Journal of Negro History* 53, no. 3 (July 1968): 219-33 ; Louis R. Harlan, “Desegregation in New Orleans Public Schools during Reconstruction,” *American Historical Review* 67, no. 3 (April 1962): 663-75; Roger A. Fischer, *The Segregation Struggle in Louisiana, 1862-77* (Urbana: University of Illinois Press, 1974); Yamanaka, “‘Separation Is Not Equality’”: 87-100, 132.

しかし、このような再建の「成功」は、暴力的な白人の反動を招きます。つまり、南北戦争以後も人種差別は止まなかったという説明は不十分で、再建期の変化の反発として、ジム・クロウと総称される人種差別体制が構築されたわけです。

例えばニューオーリンズでは、1874年9月、リバティ・プレイスの闘いと呼ばれる元・南部連合主義者や当時の民主党支持者、白人優越主義集団ホワイト・リーグによるクーデターが発生しました。この事件は1872年州知事選での紛争をきっかけとし、当時の州・市政治を担っていた共和党員やニューオーリンズ市メトロポリタン警察が標的にされ、多数の死傷者が発生しました。<sup>19</sup>このクーデターは失敗に終わりましたが、この事件をきっかけに、人種統合された公共施設の襲撃事件や、有色クレオールや黒人指導者への暴力事件が発生するなど、市政は混乱を極めます。最も象徴的なのは、1874年12月、リバティ・プレイスの闘いから3カ月後にセントラル男子高校にて発生した事件です。この事件では、白人高校生が入学試験に訪れた黒人生徒を強制的に追い返し、続いて周辺にある人種統合された小学校を襲撃し、黒人児童に退去を迫りました。これは、これから社会を担う若い世代にも、南部の再建を侮辱と見なす白人優越思想が浸透していることを示す象徴的な事件でした。<sup>20</sup>

こうして違法な暴力を伴う白人優越主義者の巻き返しにより、南部再建は1870年中葉には頓挫してしまいます。ルイジアナ州で1876年に行われた州知事選挙では、投票妨害や不正行為が頻発する中で、白人優越主義者に支持された民主党員が当選を果たします。ニューオーリンズでは翌年、教育委員会の有色クレオール、黒人メンバーのページが行われ、白人による委員会再構築が行われました。更に1879年には新憲法制定会議が実施され、1868年憲法で保障された、公共の場へのアクセス権の平等、また平等な扱いを受ける権利が根こそぎ削除されました。<sup>21</sup>

こうした暴力を伴う再建期の終了と憲法の変化が、ジム・クロウ法と呼ばれる隔離法の登場を許すことになりました。ルイジアナ州では、1890年の州議会によって、列車隔離法が制定されました。これに反対したのが、ホーマー・A・プレッシーを原告として裁判を起こした有色クレオールの活動家による市民委員会でした。この委員会の特徴は、再建期に人種平等を目指し活動していた人物たちと、そんな彼らの背中を見て育った若い世代で構成されていたことです。その中には警官として、リバティ・プレイスの闘いで白人暴力を目の当たりにした人物もいました。1863年の連邦軍占領下のニューオーリンズで生まれたホーマー・A・プレッシーは若い世代の指導者の一人でした。彼は、再建期の動乱の中で多感な時期を過ごし、1880年代には隔離体制のもと困窮する黒人学校のために活動する

<sup>19</sup> 当時のメトロポリタン警察は人種統合されており、白人の憎悪の対象であった。

<sup>20</sup> Yamanaka, “Separation Is Not Equality”: 127-32.

<sup>21</sup> “The Two School Boards,” *Daily Picayune*, April 5, 1877; “School Board,” *Daily Picayune*, April 6, 1877; *Constitution of the State of Louisiana, Adopted in Convention, at the City of New Orleans, the Twenty-Third Day of July, A. D. 1879* (New Orleans: Jas. H. Cosgrove, Convention Printer, 1879).

「ジャスティス・プロテクティブ・ソーシャル・アンド・エデュケーション・クラブ」の副会長を務めていました。市民委員会はプレッサー対ファーガソン裁判で1890年列車隔離法を廃止し、再建期の人種統合ビジョンが再生されるよう、最高裁に訴え出ます。しかしみなさんもご存じのように、この裁判で最高裁は、人種隔離の合憲性を認め、プレッサーは敗訴しました。この裁判は20世紀前半のアメリカ社会に多大なる影響を与えました。しかし有色クレオールの歴史を紐解くと、裁判の重要性はむしろ、再建期に有色クレオールが考案した奴隸制無きアメリカ社会のビジョンの拒絶にあったのではないか、とも考えられるのです。<sup>22</sup>

### おわりに：過去と現在をめぐって

ニューオーリンズのケース・スタディを通じて、再建期と現在のブラック・ライヴズ・マター運動にどのような連関を見出せるでしょうか。一つには再建期の市民運動・社会改革が、アメリカと言う国の中で忘れられてしまっていることが挙げられます。今夏のブラック・ライヴズ・マター運動の抗議対象の一つとなった南部連合関連記念碑は、再建期を悪と見なし、戦前の南部を古き良き時代、南部連合兵を地元のために戦った勇敢な兵士として理想化する「失われた大義」言説のもと、20世紀転換期に續々と設置されました。<sup>23</sup> 「はじめに」で触れた、2017年に撤去されたニューオーリンズの4つの南部連合関連モニュメント

もこの「失われた大義」を象徴するものでした。

そのうちの一つは「リバティ・プレイスの闘い」を記念して作られたものですので、「失われた大義」のアイデアがどんなものであったか理解いただけるかと思います。

こうしたモニュメントが盛んに作られた時期は、人種隔離・投票権の剥奪、そしてリンチに特徴づけられる南部ジム・クロウ体制の確立期でもありました。ですので裏返せば、「失われた大義」のもう一つのメッセージは、公共の場から黒人の声を排除することでした。この影響は今

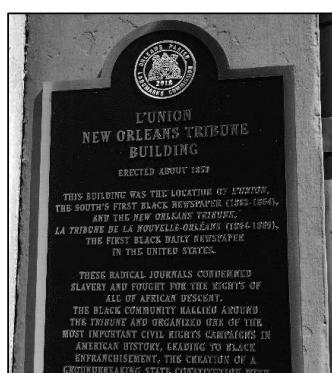


図3:『ルニオン』紙・『ニューオーリンズ・トリビューン』紙オフィスがあった場所を示すプレート(2018年4月著者撮影)

<sup>22</sup> Yamanaka, ““Separation Is Not Equality””: 167-211.

<sup>23</sup> Southern Poverty Law Center, “Whose Heritage?”



図2:ニューオーリンズ市内にあったロバート・E・リー将軍像の跡(\*2017年に撤去されたが円柱と台座は残されたままである)(2017年6月著者撮影)

日まで続いています。本日発表した再建期の大きな成果にも関わらず、ニューオーリンズ市内にはこの時期の黒人指導者や有色クレオールの活動を公的に記念する看板やマーカーと言った類のものは墓地を除いてほとんど存在していません。唯一、人目につきやすい観光地に設置されているのは、フレンチ・クオーター内にある『ルニオン』紙、『ニューオーリンズ・トリビューン』紙のオフィスビルのあった場所にあるプレートですが、しかしこれもたった二年前の2018年に完成したものです。<sup>24</sup> ブラック・ライヴズ・マター運動は、こうした標準化された「失われた大義」説、人種抑圧の歴史に正面から疑念を呈しているわけですが、再建期の理解なくしては、ブラック・ライヴズ・マター運動家こそが過激派であり、反体制的であるという言説に絡めとられてしまうわけです。これは南部連合軍側が連邦を裏切り戦争を起こし、再建期にクーデターを起こした反逆者であるという事実を意図的に無視し、「失われた大義」を額面通り受け取っているからこそ出てくる理解です。こうした事実からは、ブラック・ライヴズ・マター運動を取り巻く批判や圧力も、歴史と切っても切り離せない関係にあることがわかります。

次に、暴力のもたらした衝撃について挙げたいと思います。再建期は暴力の時代でもありました。今日は例として1874年に発生したニューオーリンズのリバティ・プレイスの闘いを挙げましたが、このような暴力的なクーデター、暴動や暴行事件は南部の至るところで発生しました。そしてその被害者のほとんどが、解放民や元自由黒人、そして彼らと政党を共にした共和党急進派の白人がありました。ホワイト・リーグやクー・クラックス・クランのような白人優越主義者団体は、自警団・自衛団と呼ばれたミリシアでしたが、現在のミリシアという言葉には、この歴史的な人種暴力という事実が抜け落ちてしまいがちです。そのため、プラウド・ボーイズなどに象徴される21世紀の白人優越主義者集団が標準化されてしまっています。明後日行われる大統領選挙で問題視されている暴力の可能性も、再建期の歴史の中で正当化されてきた人種暴力の延長線上にあることを考えると、必ずしもアメリカ社会の異質または例外的状況ではないことがわかりますし、白人優越主義者の存在を、グローバル化により経済的に苦境に立たされた白人の反動の一部として位置付けるには、アメリカにおける人種の歴史的・社会的機能をあまりにも軽視することになるでしょう。<sup>25</sup>

ネガティブなことばかりになりましたので最後に希望的観測を述べたいと思います。再建期の黒人市民運動は、それがどんな形をとったとしても大きな創造性を持つものでし

---

<sup>24</sup> 厳密には再建期の出来事ではないが、2010年にはプレッシー対ファーガソン裁判の史跡看板が、ニューオーリンズ市内のバイウォーター地区に設けられていることを付記しておきたい。その他、2010年代には観光地区であるフレンチ・クオーター及びマリニー地区にニューオーリンズの奴隸制を伝える「ニューオーリンズと国内奴隸貿易」、「ルイジアナへの環大西洋奴隸貿易」「ソロモン・ノーサップ」看板が新たに設置されており、変化の兆候はある。

<sup>25</sup> 本報告は2020年11月1日、アメリカ大統領選挙の投票日直前に行われた。

た。有色クレオールは人種平等を至上命題としましたが、彼らはそれによって主流社会システムを一時的にでも変革しました。ブラック・ライヴズ・マターのスローガンのもと、各地域の運動家が掲げる警察機構の解体要求や収容ではなくケアを求める「投資－脱投資」の思想も、21世紀の創造性であり、実現し得る可能性を秘めています。<sup>26</sup>

本報告は、現在の社会が再建期より悪いとか、単なる比較をしているわけではありません。しかし再建期の闘争は、直線的な黒人史の視覚への再考を迫り、むしろ円環的な叙述の可能性を私たちに突きつけます。時代の中で何が達成され、何が問題の根底にあるのか、そしてその変化を目指す過程でどんな思想やビジョンが忘れ去られてきたのか、それらを考えることが、アメリカの人種問題を見直し、ブラック・ライヴズ・マター運動の叫びの深さを理解するのに重要な点ではないかと考えています。ご清聴どうもありがとうございました。

---

<sup>26</sup> パトリス・カラーズ、「#BlackLivesMatter 運動とグローバルな廃絶に向けてのヴィジョンについて」聞き手・文・クリスティーナ・ヘザートン、訳・酒井隆史・市崎鈴夫、『位文社』、2020年6月9日、<http://www.ibunsha.co.jp/contents/blacklivesmatter01/>; “Invest-Divest,” M4BL, accessed December 10, 2020, <https://m4bl.org/policy-platforms/invest-divest/>; 土屋和代、「刑罰国家と「福祉」の解体：「投資－脱投資」が問うもの」、『現代思想』、2020年10月、124-31。

# 会務報告

名古屋フルブライト・アソシエーション 2020 年度総会 2020 年 11 月 1 日

## 報告

1. ホームページの更新など。
2. The Fulbrighter in Nagoya No. 29 の発行
3. その他

## 議題

1. 役員（2021 年～2022 年）案
  2. 2019 年度（2019 年 4 月—2020 年 3 月）の事業報告
  2. 2019 年度の決算報告と監査
  3. 2020 年度の事業計画、予算案
  4. その他
1. 2019 年度（2019 年 4 月—2020 年 3 月）の事業報告

開催日程 2019 年 7 月 20 日（土）

場所： 桐山女学園大学学園センター 5 階 507 <http://www.sugiyama-u.ac.jp/univ/access/>

総会： 午後 2 時 30 分—午後 3 : 30

講演： 午後 4 時—午後 5 時

懇親会： 午後 5 : 30 時—午後 7 時

講師： 近江 誠 南山短期大学名誉教授、近江アカデミー主宰、1967 フルブライター、日本コミュニケーション学会第 6 代、12 代会長  
1967 年度フルブライト留学生。ボール州立大学院、インディアナ大学大学院にてスピーチで修士号取得。近江先生のセミナーの学生さんの参加も含め 30 名の参加者があり、この 6 年間の講演会では、もっとも盛況であった。

2. 2019 年度の決算報告と監査

別紙 1 を参照

3. 2020 年度の事業計画、予算案

別紙 2 を参照

## 名古屋フルブライト・アソシエーション

2019年度決済

収入	金額	摘要	支出	金額	摘要
前年度繰り越し	8,522		総会案内(78人) 2020年9月	21,816	
会費	90,000	3000X30	総合案内(28人) イーストウエストセンター	11,937	
会費	6000	1000X6	サーバー・ドメイン The Fulbrighter in Nagoya no.29 (5冊)	38,610	
			桜山女学園	10,000	
			バイト	1,800	
			講演会謝金	5,000	
			次年度繰り越し	5,000	
				10,359	
計	104,522			104,522	

2019年度収支決済についき、領収書、預金通帳等関係書類によって監査を行った結果、適正である事を認め、ここに報告します。

監事

小坂敦子

2020年11月1日

## 別紙 2

## 名古屋フルブライト・アソシエーション

2020年度

## 事業計画案

収入	金額	摘要	支出	金額	摘要
前年度繰り越し	10,359		総会案内 (76人) 2020年9月 総合案内(26人)	21,842	
会費	90,000	3000×30	通信費	11,852	
会費	6000	1000×6	サーバー・ドメイン	5,000	
			The Fullbrighter in Nagoya no.30 (5冊)	38,610	
			桜山女学園	10,000	
			振替え手数料 (110×36)	1,800	
			講演会謝金	3,960	
			次年度繰り越し	5,000	
				8,295	
計	106,359			106,359	

# 名古屋フルブライト・アソシエーション会則

制定 1983年10月 1日

改正 1993年 6月 5日、2009年 5月30日、**2012年10月14日**

## 第1章 総則

第1条 本会は、名古屋フルブライト・アソシエーションと称し、英文を Nagoya Fulbright Association と称する。

第2条 本会は事務所を名古屋に置く。

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員の経験、情報をもとに、より一層の啓発を図り、日米親善および相互理解を増進することを目的とする。

第4条 本会の会員は、正会員、準会員、賛助会員、名誉会員、シニア会員とする。

第5条 1. 正会員：ガリオア・フルブライト奨学金のグランティー

2. 準会員：フルブライト奨学金のグランティーで日本に滞在しているアメリカ人

3. 賛助会員：本会の目的に賛同し、役員会の承認を得た者

4. 名誉会員：正会員のうち、本会に特別の貢献をし、役員会の承認を得た者

5. シニア会員：正会員のうち、本人の申し出があり、役員会の承認を得た者

## 第2章 事業

第6条 本会は次の事業を行う。

1. 会員相互の交流、親睦を深めるための活動

2. フルブライトその他の奨学金を受けて渡米するグランティーへの指導、援助

3. 日本に滞在するフルブライトグランティーの研究活動 および滞在中の生活への  
指導援助

4. その他日米相互理解を深めるための活動および役員会で必要と認めた事業

## 第3章 総会

第7条 総会は毎年1回開催する。その他役員会で必要と認めた時には、臨時総会を開催する  
ことができる。

第8条 総会では、次の事項を行う。

1. 事業報告、収支予算、決算の承認

2. 役員の選出

3. その他の本会運営のための重要事項の議決

第9条 議決は出席正会員の過半数をもって成立する。

## 第4章 役員

第10条 本会には、会長1名、副会長若干名、幹事若干名、監事を置く。

第11条 任期は2年とし、役員の再選を妨げない。

## 第5章 会計

第12条 本会の運営資金は、会費および寄付その他の諸収入をもって、これにあてる。

第13条 正会員の年会費は 3,000円とする。

名誉会員およびシニア会員のうち申し出があった者は、年会費を免除される。

賛助会員（法人）は1口 年 10,000円とする。

賛助会員（個人）の年会費は 3,000円とする。ネットによる連絡を希望する場合には 終身会費  
10,000円とする。

第14条 本会の会計年度は 4月 1日に始まり、翌年 3月 31日に終わる。

## 役員（2021年～2022年度）

### 会長・事務局

塚田 守（帽山女学園大学国際コミュニケーション学部 教授 1981-83）

### 副会長

木下 徹（名古屋大学大学院人文研究科 教授 1989-91）

山本恵里子（在野研究者 1998 元帽山女学園大学教授）

### 幹事

伊原 正（鈴鹿医療科学大学 教授 1985-1990）

加瀬豊司（四国学院大学 名誉教授 1974-76）

川島正樹（南山大学外国語学部 教授 1995-1996）

藤本 博（元南山大学教授 1977-80）

星野靖雄（筑波大学 名誉教授 1981-82, 1990-91）

Marc Bremer（南山大学経営学部 教授）

### 監事

小坂敦子（愛知大学法学部・国際コミュニケーション研究科 准教授 1986）

地村みゆき（愛知大学経営学部 助教 2011-2012）

発行年月 令和3年2月15日

発行 名古屋フルブライト・アソシエーション

〒464-8666 名古屋市千種区星が丘元町17-3

帽山女学園大学国際コミュニケーション学部塚田研究室

電話：052-781-5143

Email: [mamoru@sugiyama-u.ac.jp](mailto:mamoru@sugiyama-u.ac.jp)

URL: <http://fbandewc-nagoya.jp/fb/>

印刷 ツグ印刷株式会社 電話：052-621-2716